

小山町木造住宅耐震補強助成事業費補助金交付要綱

〔平成14年8月20日〕
小山町告示第62号

改正 平成16年10月1日小山町告示第63号
平成19年2月7日小山町告示第5号
平成20年3月24日小山町告示第21号
平成21年1月30日小山町告示第3号
平成23年1月14日小山町告示第3号
平成28年4月14日小山町告示第61号
平成28年12月26日小山町告示第120号
平成30年3月30日小山町告示第35号
令和元年3月19日小山町告示第39号
令和2年12月25日小山町告示第171号
令和3年5月27日小山町告示第120号
令和4年3月30日小山町告示第52号
令和5年6月9日小山町告示第116号
令和7年6月10日小山町告示第104号
令和8年5月29日小山町告示第98号

(趣旨)

第1条 この要綱は、耐震性の高い市街地を形成するため、木造住宅耐震補強助成事業を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、小山町負担金補助及び交付金に関する規則（昭和51年小山町規則第1号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅耐震補強助成事業 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅又は同日において工事中であった木造住宅の耐震補強計画の策定と耐震補強工事を一体に実施する事業
- (2) 木造住宅 木造軸組工法で居住のため継続して利用する建築物
- (3) 耐震補強計画 地震に対する安全性の向上を目的とした計画（増築及び模様替を伴う改修を含む。）で耐震診断により求められた総合評点（以下耐震評点という）が1.0未満のものを耐震補強工事を行なった後に1.0以上とする計画。ただし、耐震評点が0.3以上あがる耐震補強計画に限る。
- (4) 耐震補強工事 地震に対する安全性の向上を目的とした補強（増築及び模様替を伴

う改修を含む。)で耐震評点が1.0未満のものを耐震補強工事を行なった後に1.0以上とする工事。ただし、耐震評点が0.3以上あがる耐震補強工事に限る。

(5) 高齢者のみが居住する住宅等 対象建築物の所有者本人が居住する住宅で、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 65歳以上の者のみが居住するもの

イ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者で、障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める1級又は2級の者が居住するもの

ウ 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による要介護認定又は要支援者認定を受けている者が居住するもの

エ 静岡県療育手帳交付規則(平成12年静岡県規則第89号)の規定による療育手帳の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が居住するもの

(補助の対象及び補助金の額)

第3条 補助の対象及び補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、1戸当たりの補助金の額は、1,000円未満の端数を切り捨てた額とする。

(交付の申請及び決定)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、木造住宅耐震補強助成事業費補助金交付申請書(様式第1号)に別に定める関係書類を添付して町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請を受けた場合において、内容を審査のうえ、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、木造住宅耐震補強助成事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(計画の変更等)

第5条 申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ木造住宅耐震補強助成事業計画変更承認申請書(様式第3号)に関係書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 施工箇所及び施工方法の変更

(2) 補助金の額の変更

2 町長は、前項に規定する申請を受けた場合において、内容を審査し、適当と認めたときは、木造住宅耐震補強助成事業計画変更承認通知書(様式第4号)により申請者に通

知するものとする。

3 申請者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに木造住宅耐震補強助成事業計画遅滞等報告書（様式第5号）を町長に提出し、その指示を受けなければならない。

4 町長は、前項の報告書を受理したときは、内容を確認し、指示書（様式第6号）により申請者に指示するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第6条 申請者が、補助事業の中止又は廃止をしようとする場合は、木造住宅耐震補強助成事業計画廃止（中止）届（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

（完了実績報告）

第7条 申請者は、当該補助事業が完了したときは、木造住宅耐震補強助成事業完了実績報告書（様式第8号）に別に定める関係書類を添付して町長に提出しなければならない。

2 前項の報告書は、当該補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第8条 町長は、前条に規定する完了実績報告書を受理した場合において、内容を確認のうえ、適正と認めたときは、補助金の額を確定し、木造住宅耐震補強助成事業費補助金交付確定通知書（様式第9号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 申請者は、前条の通知を受けた日から起算して10日以内に補助金請求書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

（書類の整理等）

第10条 申請者は、補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等関係書類を整理しなければならない。

2 前項の帳簿及び領収書等関係書類は、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この告示は、公示の日から施行し、平成14年度から令和8年度までの補助金に適用する。

2 平成23年1月14日から平成23年3月31日までに、交付の決定を受けた補助金については、別表中「40万円」とあるのは「70万円」と、「60万円」とあるのは「90万円」と読み替えるものとする。

3 この告示は、令和9年5月31日限りその効力を失う。

4 次の各号のいずれにも該当する住宅の補助額については、15万円を加えた額とする。

(1) 耐震評点が、0.7未満の倒壊の危険性の高い住宅

(2) 耐震補強工事を行った後に、耐震評点が1.2以上となる住宅、又は新工法を採用する等、耐震評点が1.2と同等以上の効果が認められる耐震補強工事を行う住宅

(3) 寝室又は居間にある家具で、転倒の危険性のある家具の固定を行う住宅

(4) 耐震補強のPRを行う住宅

5 前項の規定は、令和3年5月27日から令和6年3月31日までの間に補助申請があった事業に限り、令和3年度から令和5年度までの補助金に適用する。

附 則（平成28年告示第120号）

この告示は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成30年告示第35号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和元年告示第39号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和2年告示第171号）

この告示は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和3年告示第120号）

この告示は、公示の日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則（令和4年告示第52号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年告示第116号）

この告示は、公示の日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則（令和7年告示第104号）

この告示は、公示の日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。

附 則（令和8年告示第98号）

この告示は、公示の日から施行し、令和8年度分の補助金から適用する。

別表（第 3 条関係）

補助の対象	補助金の額
当該年度において、木造住宅の耐震補強計画の策定と耐震補強工事を一体に実施する場合に要する経費（対象建築物の所有者等が行う該当事業に要する費用に限る。）	ア 高齢者のみが居住する住宅等以外の場合 1 棟ごとに左欄に掲げる経費に 1 0 分の 8 を乗じた額と 1 1 5 万円とを比較していずれか少ない額（以下「基準額」という。） イ 高齢者のみが居住する住宅等の場合 基準額に、補助対象経費から基準額を減じて得た額と 2 0 万円とを比較していずれか少ない額を加えた額

備考 借家については、所有者の同意を得たうえ、居住者が申請するものとする。

様式第1号（第4条関係）

小山町木造住宅耐震補強助成事業費補助金交付申請書

年 月 日

小山町長 様

住 所
申請者
氏 名

小山町木造住宅耐震補強助成事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。なお、この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

《建築物等の概要》

1 地名地番

2 建設時期 明・大・昭 年 月

3 面積 1階 m²、2階 m²

4 補強計画

(1) 補強前の耐震評点 X方向 Y方向
実施事業名等（該当するものを○で囲む）
・わが家の専門家診断事業（平成・令和 年度実施）
・その他の耐震診断（受講講習会名：）
診断者 氏 名
資 格 静岡県耐震診断補強相談士 第 号
() 建築士 () 登録 第 号
建築士事務所名 () 建築士事務所
() 知事登録 第 号

(2) 補強計画の作成予定者
設計者 氏 名
資 格 ・静岡県耐震診断補強相談士 第 号
・受講講習会
() 建築士 () 登録 第 号
建築士事務所名 () 建築士事務所
() 知事登録 第 号

(3) 補助対象工事費の目安(A) 円
※平屋：A＝12万円×(延べ面積)^{0.56}、2階建：A＝12.1万円×(延べ面積)^{0.58}

(4) 補助申請額 円

口座振替（兼受領委任）記入欄

金融機関	銀行 金庫 農協	口	フリガナ							
			名義人氏名							
	本店 支店 支所 出張所	座	種 類		口 座 番 号					
			1 普通 2 当座 3 その他 ()							

(添付書類)

【交付申請時】

- (1) 下記のいずれかの書類の写し
 - ①建築確認通知書
 - ②固定資産課税台帳登録証明書(家屋)
 - ③家屋登記簿謄本
- (2) 案内図(1/2, 500の都市計画図)
- (3) 耐震診断結果報告書
- (4) 平面図(補強前)
- (5) 高齢者のみが居住する住宅等に係る補助の上乗せを申請する場合は、小山町木造住宅耐震補強助成事業家族構成報告書(別紙1)及び次のいずれかの書類の写し
 - ア 居住者の住所及び65歳以上であることが確認できる次のいずれかの書類の写し
 - (ア)健康保険証
 - (イ)年金受給者証
 - (ウ)運転免許証
 - (エ)官公署が交付した書類
 - イ 身体障害の程度等が確認できる次のいずれかの書類の写し
 - (ア)身体障害者手帳
 - (イ)官公署が交付した書類等
 - ウ 介護保険被保険者証等の介護保険法による要介護状態の区分等が確認できる書類の写し
 - エ 療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていることが確認できる次のいずれかの書類の写し
 - (ア)療育手帳
 - (イ)精神障害者保健福祉手帳
 - (ウ)自立支援医療受給者証
 - (エ)官公署が交付した書類等
- (6) 所有者以外の者による申請の場合は小山町木造住宅耐震補強助成事業所有者承諾書(別紙2)

【交付決定後】

- (1) 耐震補強計画書
- (2) 平面図(補強後)
- (3) 見積書

別紙 1

小山町木造住宅耐震補強助成事業家族構成報告書

年 月 日

小山町長 様

住 所
申請者
氏 名

この住宅に居住するものは下記のとおり相違ありません。

1 申 請 者	氏 名	
	生年月日	年 月 日 (歳)
	区 分	☐ 身体障害者 ☐ 介護保険 ☐ 療育手帳 ☐ 精神障害者
2 同 居 家 族	氏 名	
	生年月日	年 月 日 (歳)
	区 分	☐ 身体障害者 ☐ 介護保険 ☐ 療育手帳 ☐ 精神障害者
3 同 居 家 族	氏 名	
	生年月日	年 月 日 (歳)
	区 分	☐ 身体障害者 ☐ 介護保険 ☐ 療育手帳 ☐ 精神障害者
4 同 居 家 族	氏 名	
	生年月日	年 月 日 (歳)
	区 分	☐ 身体障害者 ☐ 介護保険 ☐ 療育手帳 ☐ 精神障害者
5 同 居 家 族	氏 名	
	生年月日	年 月 日 (歳)
	区 分	☐ 身体障害者 ☐ 介護保険 ☐ 療育手帳 ☐ 精神障害者
6 同 居 家 族	氏 名	
	生年月日	年 月 日 (歳)
	区 分	☐ 身体障害者 ☐ 介護保険 ☐ 療育手帳 ☐ 精神障害者
7 同 居 家 族	氏 名	
	生年月日	年 月 日 (歳)
	区 分	☐ 身体障害者 ☐ 介護保険 ☐ 療育手帳 ☐ 精神障害者

※該当する□にレ点を付してください。

別紙 2

小山町木造住宅耐震補強助成事業所有者承諾書

年 月 日

小山町長 様

住 所
申請者
氏 名

上記の者が私の所有する下記の住宅について小山町木造住宅耐震補強助成事業費補助金交付要綱第 4 条の規定による交付申請から受領までの一切の行為を行うことについて承諾します。

記

所在地	
建築年次	
構造	
主たる用途	
延べ面積	

年 月 日

(所有者) 住所
氏名

様式第2号（第4条第2項関係）

第 号
年 月 日

様

小山町長

小山町木造住宅耐震補強助成事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、小山町木造住宅耐震補強助成事業費補助金交付要綱第4条第2項の規定により通知します。

記

1 交付決定額

円

2 交付の条件

- （1） 補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等関係書類を整理しなければならない。
- （2） 帳簿及び領収書等関係書類は、補助金の交付を受けた年度終了後5年間は保管しなければならない。

様式第3号（第5条関係）

小山町木造住宅耐震補強助成事業計画変更承認申請書

年 月 日

小山町長 様

住 所
申請者
氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知を受けた木造住宅耐震補強助成事業計画を下記のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

様式第4号（第5条第2項関係）

第 号
年 月 日

様

小山町長

小山町木造住宅耐震補強助成事業計画変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった木造住宅耐震補強助成事業計画の変更について、下記のとおり承認しこれに伴う補助金の交付決定額を変更したので通知します。

記

- 1 変更後の交付決定額 円
- 2 承認の内容
- 3 そ の 他

様式第5号（第5条関係）

小山町木造住宅耐震補強助成事業計画遅滞等報告書

年 月 日

小山町長 様

住 所
申請者
氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知を受けた木造住宅耐震補強助成事業計画について、下記のとおり事業の遅滞等が生じたので報告します。

記

1 遅滞等の内容

2 遅滞等の理由

様式第 6 号（第 5 条第 4 項関係）

第 号
年 月 日

様

小山町長

指 示 書

年 月 日付けで報告のあった木造住宅耐震補強助成事業計画の遅滞等について、下記のとおり指示します。

記

指示の内容

様式第7号（第6条関係）

小山町木造住宅耐震補強助成事業計画廃止（中止）届

年 月 日

小山町長 様

住 所
申請者
氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知を受けた木造住宅耐震補強助成事業計画について、下記のとおり廃止（中止）したいので届けます。

記

廃止（中止）の理由

様式第8号（第7条関係）

小山町木造住宅耐震補強助成事業完了実績報告書

年 月 日

小山町長 様

住 所
申請者
氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知を受けた木造住宅耐震補強助成事業が下記のとおり完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

1 完了年月日 年 月 日

2 添付書類

- (1) 工事契約書又は領収書の写し
- (2) 施工箇所毎の施工中及び完了時の写真
- (3) 静岡県耐震診断補強相談士又はそれらの者と同等の知識を有する者の確認を証するもの

耐震性能の確認

本件の木造住宅耐震補強助成事業は、耐震補強計画に基づき工事が施工されており補強後の耐震評点を有することを証します。

工事監理等 氏名 ○○ ○○ 印

様式第9号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

小山町長

小山町木造住宅耐震補強助成事業費補助金確定通知書

年 月 日付け 第 号により決定した補助金の交付について、次の
とおり確定したので、小山町木造住宅耐震補強事業費補助金交付要綱第8条の規定により
通知します。

記

- | | |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 交付確定額 | 円 |

様式第 1 0 号（第 9 条関係）

小山町木造住宅耐震補強助成事業補助金請求書

年 月 日

小山町長 様

住 所
申請者
氏 名 印

小山町木造住宅耐震補強助成事業費補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき、下記のとおり補助金を請求します。

記

1 請求額

金									
額									

2 振替先金融機関

口座振替（兼受領委任）記入欄

金 融 機 関	銀行 金庫 農協	口	フリガナ						
			名 義 人 氏 名						
	本店 支店 支所 出張所	座	種 類	口 座 番 号					
			1 普通 2 当座 3 その他（ ）						